

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令 参照条文

○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）抄……………1

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）抄……………3

○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）抄

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

三 十 （略）

（広域共同防災組織）

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができる。

2
~
8
(略)

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）抄

（広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務）

第二十二條 法第十九條の二第一項の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

2 法第十九條の二第一項の政令で定める業務は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関するものとする。

別表第三（第二十二條關係）

区分	区 域
第一地区	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域
第二地区	区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域
第三地区	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域
第四地区	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域
第五地区	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域
第七地区	区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十七号までに掲げる地区の区域

第八地区	区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十三号から第四十四号の二まで、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域